

令和5年9月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
令和4年(行ウ)第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件  
口頭弁論終結日 令和5年9月28日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録に記載のとおり

主 文

- 1 本件各訴えのうち、別紙主文関係目録記載の各請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 (1) 沖縄県教育委員会が原告に対して令和3年11月2日付けでした公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録記載3の各箇所を不開示とする部分を取り消す。  
(2) 沖縄県教育委員会は、原告に対し、前記(1)の公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録記載3の各箇所を開示するとの決定をせよ。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 沖縄県教育委員会が原告に対して令和3年11月2日付けでした公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録記載1の各箇所（以下、総称して「本件不開示部分1」という。）を不開示とする部分を取り消す。
- 2 沖縄県教育委員会が原告に対して令和3年11月4日付けでした公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録記載2の各箇所（以下、総称して「本件不開示部分2」という。）を不開示とする部分を取り消す。
- 3 沖縄県教育委員会が原告に対して令和4年10月26日付けでした公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録記載3の各箇所（以下、総称して「本件不開示部分3」という。）を不開示とする部分を取り消す。

件不開示部分3」といい、本件不開示部分1ないし本件不開示部分3を総称して「本件各不開示部分」という。)を不開示とする部分を取り消す。

4 沖縄県教育委員会は、原告に対し、本件各不開示部分を開示するとの決定をせよ。

5 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和5年9月7日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、沖縄県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、沖縄県教育委員会に対して別紙不開示部分目録の「公文書の名称」欄に記載された各公文書の開示を求めたところ、沖縄県教育委員会が本件各不開示部分を本件条例7条2号及び7号に該当するとして不開示とする旨の各決定をしたため、被告に対し、上記の各決定の取消し及び本件各不開示部分を開示することの義務付けを求めるとともに、上記の各決定は被告の故意又は過失による違法な公権力の行使であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、110万円及び不法行為の日（上記の各決定がされた日）の後の日である令和5年9月7日（訴え変更申立書が被告に送達された日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

### 20 (1) 当事者等

ア 原告は、沖縄県教育委員会、京都大学等の日本国内及び海外の大学及び博物館等から、研究者によって持ち去られた琉球民族の遺骨を取り戻し、又は移管された遺骨を受け入れ、琉球民族の儀礼に従って再風葬を行うことを目的とする団体である。（甲1）

イ 被告は、地方自治法1条の3第2項の普通地方公共団体であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の

趣旨にのっとり、本件条例を定めている。

(2) 沖縄県情報公開条例（本件条例）の定めは、別紙「沖縄県情報公開条例の定め」に記載のとおりである。

(3) 沖縄県教育委員会への頭蓋骨標本の移管及び公文書の作成

ア 国立台湾大学医学院（以下「台湾大学」という。）は、平成31年3月11日、沖縄県教育委員会等に対し、台湾大学が保管していた沖縄先人頭蓋骨標本63体（以下、総称して「本件遺骨」という。）を移管し、沖縄県教育委員会等は、その頃、「沖縄人骨の確認・移管検収書」（「添付1移管台帳」を含む。以下、「本件移管台帳」という。）を作成した。（甲8、25）

イ 沖縄県教育委員会は、令和2年頃、「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」及び「令和3年度歳出予算事業別概算見積書」（以下、併せて「本件予算概算書」ということがある。）を作成し、本件遺骨の調査に係る関係先への出張費用等を計上した。（甲9、10）

(4) 本件各決定に至る経緯

ア 原告は、令和3年10月22日、本件条例2条1項の定める実施機関である沖縄県教育委員会に対し、「沖縄人骨確認・移管検収書」及び「添付1移管台帳」（本件移管台帳）を開示を求める公文書として特定し、公文書開示請求を行った。（甲4）

沖縄県教育委員会は、同年11月2日、上記の開示請求に係る公文書のうち「個人に関する情報と移管台帳」を除いた部分を開示する旨の決定（ただし、沖縄県教育委員会が令和4年10月26日付けでした決定（以下「本件変更決定」という。）によって変更される前のもの。以下「本件変更前決定」という。）をした。本件変更前決定に係る決定通知書には、公文書の一部を不開示とする理由として、「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当」、「1)個人に関する情報のため開示しない。」「2)

5 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」との記載がある。(甲 5)

10 沖縄県教育委員会は、同年 11 月 5 日、本件変更前決定に基づき、別紙不開示部分目録の別添 1 のとおり、「沖縄人骨の確認・移管検収書」については、立会人、移管機関代表者署名及び立会人署名に係る部分をマスキングした上で、「添付 1 移管台帳」については、「添付 1 移管台帳」との表題及び受領機関代表者署名に係る部分を除き、全てマスキングした上で、それぞれ開示した。(甲 8)

15 イ 原告は、令和 3 年 10 月 22 日、本件条例 2 条 1 項の定める実施機関である沖縄県教育委員会に対し、「2021 年（令和 3 年）度当初予算・事業別細事業別概要説明書」及び「2021 年（令和 3 年）度当初歳出予算事業別概算見積書」を開示を求める公文書として特定し、公文書開示請求を行った。(甲 6)

20 沖縄県教育委員会は、同年 11 月 4 日、上記開示請求に係る公文書のうち、「個人及び調査研究に関する情報」を除いた部分を開示する旨の決定（以下「本件決定 2」といい、本件変更前決定と総称して「本件決定 2 等」という。）をした。本件決定 2 に係る決定通知書には、公文書の一部を開示とする理由として、「沖縄県情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 7 号に該当」、「1) 個人に関する情報のため開示しない。」「2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」との記載がある。(甲 7)

25 沖縄県教育委員会は、本件決定 2 に基づき、別紙不開示部分目録の別添 2 のとおり、「令和 3 年度当初予算・事業別及び細事業概要説明書」の調査関係先の名称、並びに「令和 3 年度歳出予算事業別概算見積書」のうち「普通旅費」に対応する「7 埋蔵文化財関連事業」中の「④人骨関係基礎資料調査」（15 頁）及び「費用弁償」に対応する「7 埋蔵文化財関連事

業」(16頁)における出張先である各都道府県名をそれぞれマスキングして開示した。(甲9、10)

ウ 原告は、本件決定2等がされた日から6か月を経過する前の令和4年1月25日、那覇地方裁判所に対し、本件決定2等の取消し及び本件不開示部分1及び2の開示の義務付けを求める訴え(本件訴え)を提起した。

エ 沖縄県教育委員会は、令和4年10月26日、本件変更前決定に係る公文書について、「個人に関する情報」及び「移管台帳の項目及び番号・性別」を除く部分(頭蓋骨標示欄)以外について開示する旨の本件変更前決定の一部を変更する旨の決定(本件変更決定。以下、本件変更決定によって変更された後の前記アの部分開示決定を「本件決定1」といい、本件決定2と総称して「本件決定1及び2」と、本件決定2及び本件変更決定と総称して「本件各決定」と、それぞれいう。)をした。本件変更決定に係る決定通知書には、公文書の一部を不開示とする理由として、「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当」、「1)個人に関する情報のため開示しない。」「2)県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」との記載とともに、本件移管台帳について「採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。」との記載がある。(甲24)

沖縄県教育委員会は、原告に対し、本件決定1に基づき、別紙不開示部分目録の別添3のとおり、「添付1移管台帳」について、「頭蓋骨標示」欄及び移管機関代表者署名欄の各記載をマスキングしたほかは、本件変更前決定において開示されていなかった「番号」欄及び「性別」欄の各記載を含めて全て開示した。(甲25)

オ 原告は、本件変更決定がされた日から6か月を経過する前の令和4年11月21日、本件変更決定の取消し及び本件不開示部分3の開示の義

務付けを求める旨の訴えの追加的変更をした。

## 2 爭点

- (1) 原告の当事者能力の有無（争点 1）
- (2) 本件訴えのうち本件変更前決定及び本件変更決定に関する請求に係る部分の訴えの利益の有無（争点 2）
- (3) 本件各決定の取消事由の有無
  - ア 本件不開示部分 3 が本件条例 7 条 7 号ウに該当するか（争点 3）
  - イ 本件不開示部分 2 が本件条例 7 条 7 号ウに該当するか（争点 4）
  - ウ 本件不開示部分 2 及び 3 の公益上の必要による開示の要否（争点 5）
  - エ 本件各決定の理由付記に不備があるか（争点 6）
- (4) 本件不開示部分 2 及び 3 の開示の義務付けの可否（争点 7）
- (5) 本件決定 2 等について国家賠償請求の成否（争点 8）

## 3 当事者の主張

- (1) 争点 1（原告の当事者能力の有無）

### 【原告の主張】

原告は、令和元年 1 月 23 日に設立された団体であり、規約（甲 1）において、活動目的、構成員、総会の運営及び決議方法、代表の方法、財産管理の方法等が定められ、個々の会員から独立した財産を有しているから（甲 2、3）、民事訴訟法 29 条にいう「法人でない社団」に該当することは明らかであり、当事者能力を有する。

### 【被告の主張】

原告がいわゆる権利能力なき社団に該当するかは判然としない。

なお、沖縄県教育委員会は、本件各決定において、原告の代表者とされる玉城毅個人による開示請求として取り扱っているが、本件訴えにおいて、原告が当事者能力を有すると判断される場合には、本件各決定が原告を名宛人としてされたものとして取り扱われることには異議がない。

(2) 争点2（本件訴えのうち本件変更前決定及び本件変更決定に関する請求に係る部分の訴えの利益の有無）

【原告の主張】

本件変更前決定を変更する本件変更決定がされたことにより、本件変更前決定の効力が全て消滅するものではなく、本件変更前決定に係る請求の訴えの利益は消滅しない。

また、本件変更決定に係る請求についても、訴えの利益が認められる。

【被告の主張】

行政機関が、不開示決定の取消訴訟の係属中に、当該不開示決定における不開示部分の一部を開示する旨の一部変更決定をした場合、当初の不開示決定は当該変更決定によりその一部が変更され、開示された部分については訴えの利益を失う。したがって、本件訴えのうち本件変更決定によって開示された本件移管台帳の項目、番号欄及び性別欄の記載に関する本件変更前決定の取消し及び当該記載の開示の義務付けに関する請求に係る部分は訴えの利益を欠くから、不適法として却下されるべきである。

また、当初の不開示決定の取消訴訟とは別に、一部変更決定そのものについて取消しを求める訴えの利益はないから、本件訴えのうち本件変更決定の取消し及び本件変更決定において不開示とされた部分の開示の義務付けに関する請求に係る部分については、訴えの利益は認められない。

(3) 争点3（本件不開示部分3が本件条例7条7号ウに該当するか）

【被告の主張】

ア 本件条例7条7号ウに該当する場合

本件条例の解釈運用基準（乙3）によれば、本件条例7条7号は、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを同号アないしオに例示的に定め、同号ウの「調査研究に係る事務」に関する情報には、例えば、①調査研究の途中の

段階の情報等で一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫又は研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれ、そのような場合に、調査研究に係る事務に関する情報を不開示とする旨の記載がある。

イ 本件遺骨について予定されている調査の概要

本件遺骨は調査研究のために移管されたところ、本件遺骨については、昭和初期に京都帝国大学（当時。以下同じ。）の研究者であった金関丈夫（以下「金関」という。）が沖縄県内に所在する墳墓等から収集したものとされていること（なお、金関が本件遺骨を実際に収集したかは確定していない。）しか判明しておらず、本件決定1において不開示とされた本件移管台帳に記載された採集場所が調査研究（台湾大学の研究者が1948年（昭和23年）に発表した論文。以下「本件論文」という。）によって明らかとなつたものかは不明であり（本件論文に記載された内容は、本件移管台帳の記載との間にそごがある。）、その裏付け資料もないから、これらの情報は確定したものではなく事実関係の確認が不十分な情報が含まれているといえるため、沖縄県教育委員会は、採集場所の把握や研究資料としての重要性を明確にすべく、本件遺骨の計測や過去に本件遺骨について調査を実施した関係者の調査研究の成果を確認することを予定している。

ウ 原告を含む利害関係者から様々な主張や請求がされ、調査研究に当たる職員において対応に追われ、研究活動が委縮すること

本件不開示部分3は、調査研究のために移管された本件遺骨に関する情報であるため、調査研究に係る事務に関する情報に該当する。そして、本件移管台帳に記載された本件遺骨の採集場所は、本件遺骨の特定のために採集場所とされている地名等が記されているにすぎないのに、現時点で開

示されれば、既に調査研究等で確定された採集場所であると誤解される可能性が高く、様々な者から様々な主張がされるおそれがあるところ、被告が本件遺骨の移管を受けた平成31年3月から令和4年7月までの間に、既に40件以上の要望や陳情が被告に寄せられ、本件遺骨に関する公文書開示請求も23件、行政不服審査請求も5件受けており、その対応に追われている（乙6～8）。

原告の共同代表らは、京都帝国大学の後身である京都大学に対して沖縄県国頭郡今帰仁村字運天に所在する百按司墓<sup>ももじやなはか</sup>（以下「百按司墓」という。）から収集された遺骨の引渡しを求める訴えを京都地方裁判所に提起したり（甲13）、沖縄県教育委員会に対して本件遺骨の再風葬（なお、再風葬の求めは、実質的には返還請求と同一である。）を求める要望書を提出したりしているところ（乙6）、被告が、上記の再風葬の求めを拒絶する旨の回答をしていること（乙7）を踏まえると、本件移管台帳に記載されている本件遺骨の採集場所が公となれば、本件遺骨のうち「運天」等と記載されたものについて返還を求められたり、訴えを提起されたりするおそれが高く、被告がこれに対応するには、本件遺骨の調査研究を行う職員の意見が求められることとなり（乙7、8）、仮に訴えが提起されれば、当該職員が当該訴訟の担当者となる必要がある。

また、現在、被告への要望等は、百按司墓から収集された遺骨の利害関係者からのものがほとんどであり、その他の推定採集場所の遺骨の利害関係者からの要望等は僅かであるが（乙6）、本件移管台帳に記載されている採集場所を公にすれば、百按司墓以外の場所から採取された遺骨も注目される可能性が高く、当該遺骨の引渡しや調査研究の中止を求める要望等が増えるおそれが客観的かつ具体的に認められる。

上記のような事態となれば、調査に当たる職員において、利害関係人からの要望や陳情への対応に追われて調査研究に費やす時間が削られ、調査

研究に専念することができないばかりか、調査研究に対する抗議、意見、質疑等を意識して、調査研究そのものが委縮してしまうおそれもあるから、調査研究に係る事務の公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されるおそれがあるといえる。

- 5 エ 調査未了の情報が公表されることにより混乱が生じるおそれがあること  
被告が、本件移管台帳に記載されている情報をそのまま公表した場合、  
本件移管台帳は被告が作成したものではなく、記載された情報の根拠資料  
等を所持していないことから、当該情報に接した沖縄県民（以下「県民」  
という。）等から説明を求められたとしても、被告において対応することは  
できない。

10 また、県民等において当該情報が真実であるかのように認識されること  
になるから、その後の被告による調査研究によって当該情報が誤りである  
と判明した場合、先に開示された情報が真実とは異なっていたものとして  
相応の混乱を招く上、情報の修正や被告のその後の調査研究にも支障を來  
たすこととなる。

- 15 【原告の主張】
- ア 利害関係者から様々な主張や請求がされるおそれについて  
情報公開制度の目的は、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の  
諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による  
行政の監視・参加の充実に資することにあり（甲11）、開示によって  
「様々な者から様々な主張がされる」ことにこそ、情報公開制度の意義が  
あるため、これを不開示の理由とすることは許されない。

20 また、公文書の開示請求権は、国民が有する憲法21条に由来する法令  
上の権利であつて、行政機関はかかる権利の行使に対して公文書の開示義務  
を負うから、行政機関は同義務を遂行することができる体制を構築しな  
ければならず、調査研究を行う職員と公文書の開示請求に対応する職員が

同一であるとの事情を不開示の理由とすることは許されない。

さらに、本件遺骨の移管から現在までの間に、多数の要望や陳情が寄せられていることをもって、本件移管台帳を開示すれば要望や陳情が増加するというは抽象的な可能性にすぎないし、これによって調査研究に専念できなくなるというのも、沖縄県教育委員会が予定している調査研究の具体的な内容やスケジュール等が明らかとなっておらず、抽象的な可能性に過ぎない。そもそも、被告が指摘する公文書開示請求や審査請求に対応する業務の増加等は、処分行政のずさんかつ稚拙な公文書開示に起因するものであり、原告にその責任を転嫁することはできないし、原告を含む本件遺骨に利害関係を有する者から要望が出ているのは、被告が本件遺骨の調査研究について誠実な説明を行わなかったためであり、本件不開示部分3が開示されることによって生じるものではないから、本件不開示部分3を開示しないことの理由とはなり得ない。

イ 本件遺骨に関する調査が未了であることについて

本件遺骨のうち33体が、京都帝国大学の研究者であった金闇が百按司墓から採集したものはあることは確定した情報であり、本件遺骨と同様の人骨を保管する京都大学等は採集場所を明らかにしているから、被告による本件遺骨の調査が未了であることを不開示の理由とすることはできない。

被告において、本件移管台帳の採集場所の根拠資料を有していないのであれば、その旨を県民に説明すれば足りるから、県民等からの問い合わせに対応することができないということは本件不開示部分3を開示しないことの理由とはならず、また、本件移管台帳に記載された採集場所は、台湾大学における調査結果としては既に確定した「真実」の情報であるから、これを県民が真実であると認識してしまうことによる「おそれ」は観念し得ない。仮に、台湾大学による調査結果と処分行政による調査研究の結

果が異なる場合には、県民に混乱を招くことが想定されたとしても、既に金闇を始めとして本件遺骨の調査を行った関係者の多くが逝去しており、被告が予定している調査は、台湾大学による調査研究にも寄与した琉球大学医学部に所属していた土肥直美（当時。以下「土肥」という。）が行った調査と重複する部分が多いものと考えられるから、調査結果に齟齬が生じるという事態は抽象的な可能性にすぎないし、本件条例1条の趣旨に照らせば、被告には県民に混乱が生じないように十分な説明を行うべき責務がある。

5

ウ 被告に対する本件遺骨の返還請求訴訟や要望等を妨げる目的で本件決定  
10 1をすることが違憲違法であること

10

(ア) 処分行政庁は、原告の共同代表らが本件遺骨の返還請求訴訟を提起することを想定し、訴訟物の特定を妨げる目的で本件条例7条7号ウを解釈及び適用しており、憲法32条に反するものである上、要件該当性の判断に係る裁量を著しく濫用したものであるから違法である。

15

(イ) 処分行政庁は、本件不開示部分3を公にすることによって、原告や本件遺骨に利害関係を有する県民らが請願権行使することを予測した上で、これを妨害することを意図して本件条例7条7号ウを解釈及び適用しており、憲法16条に反するものである上、要件該当性の判断に係る裁量を著しく濫用したものであるから違法である。

20

(ウ) 琉球民族にとって遺骨は、それ自体が「骨神」として拝みの対象となる特別な存在であり、そのような遺骨を拝む行為は、宗教行為の自由（憲法20条1項前段）として保護されるべきものである。そして、拝みの場所である墓地に遺骨がないというのは、先祖との繋がりが断たれることであって、あってはならない事態であり、本件遺骨の収集場所が明らかとなつた場合には、利害関係を有する者が宗教行為を行うためにその返還を求めることが想定されるところ、処分行政庁は当該事態を認識し、

25

本件遺骨の返還が全県民的な議論となることを防ぐ目的で本件条例7条7号ウを適用したものと考えられ、憲法20条1項に反するものである上、要件該当性の判断に係る裁量を著しく濫用したものもあるから違法である。

5 (4) 争点4（本件不開示部分2が本件条例7条7号ウに該当するか）

【被告の主張】

本件不開示部分2には、人骨関係基礎調査を行う都道府県名や調査先研究機関名等が記載されており、これは、調査研究に係る事務に関する情報に当たる。

10 本件予算概算書における各調査の目的は、本件遺骨について過去に調査研究を実施した関係者の研究成果を確認することであり、同調査事業を遂行するためには、過去に同関係者らが調査研究をした資料を所持する研究機関等の協力を得ることが不可欠であるが、本件については社会的関心も高く、調査先を公にすると、同調査先に対して本件遺骨について問合せや意見表明等がされるおそれがあり、様々な問合せ等を受けることを怖れた当該資料を所持する研究機関等が協力を拒むことがあれば、調査事業の目的を達することはできなくなる。現に、被告が、原告の共同代表から今後の調査について問合せを受けた際、金関がかつて所属していた九州大学等に対して本件遺骨に関する資料がないかを確認して協力を求める旨を回答したところ、その後に、原告の共同代表らから九州大学に対して質問等が寄せられ、九州大学がこれに対応することとなったことがあり、その後、被告が本件予算概算書に記載されている調査先の担当者に対して調査研究への協力を打診したところ、上記のような多数の連絡がされること等を懸念して協力に積極的ではないとの回答を受けている。こうした状況の中、被告は調査先への説得を重ね、何とか協力を得られそうになっているが、調査先が開示されればやはり調査研究への協力を断られるおそれがあるから、調査研究に係る事業の公正かつ

15  
20  
25

能率的な遂行が不当に阻害されるおそれがあるといえる。

### 【原告の主張】

原告やその共同代表らが都道府県名から他の情報も用いて調査先を特定することができることも、調査先に対して本件遺骨について問合せや意見表明等を行うことも、単なる抽象的な可能性にすぎず、本件条例7条7号ウに該当する事由があるとは認められない。

### (5) 争点5 (本件不開示部分2及び3の公益上の必要による開示の要否)

#### 【原告の主張】

本件条例の解釈運用基準（甲29）によれば、本件条例7条各号の規定により保護される利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があり、同条の規定を適用した場合には不開示となる場合であっても、なお、公にすることにより公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとされている。

また、本件条例9条は、公益上特に必要があると認めるときは、7条各号に該当する情報であっても開示することができるとしている。

本件不開示部分2及び3についても、本件条例7条7号ウに該当するため当該不開示部分を開示することにより「公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ」があったとしても、以下のアないしウのとおり、本件条例7条の規定により保護される利益に比して、当該情報を公にすることの公益上の必要性がはるかに高いから、沖縄県教育委員会は、本件条例7条ないし9条により、本件不開示部分2及び3を開示する義務を負っている。

ア 本件遺骨の採集場所を開示することに高い公益上の必要性が認められること

金関は琉球の多くの場所から遺骨を収集し、台湾大学に保管していたものであるから（甲14、15）、本件移管台帳の採集場所の記載が開示されれば、金関が収集した遺骨の情報や本件論文における計測の結果と照らし

合わせることによって、本件遺骨が何処から採集された誰の先祖のものであるかが明らかとなり、琉球・沖縄の人々において自らの先祖であるかもしれない遺骨が、「資料」として保管され、それらの人々の同意なく調査が行われようとしていることを認識することができるようになる。そして、琉球・沖縄における祖先崇拜の宗教文化においては、祖先の遺骨が墓に存在することが不可欠の前提であるから、琉球人骨の返還請求について県内外で多くの報道が継続してされている現状も踏まえると、被告においては、本件遺骨の調査研究に係る事業を継続するに当たり、議論の前提となる調査研究に係る情報を適切に開示した上で、県民からの多様な意見を踏まえて実施の可否を検討すべきであり、賛否を含めて多くの意見が出る状態となったとしても、公正かつ能率的な遂行が「不当に」阻害されるとはいえないし、仮に「不当に阻害するおそれ」があったとしても、公にすることに公益上の必要性があるといえる。

イ 祖先の遺骨に係る情報を知る権利を保護することに高い公益上の必要性が認められること

本件遺骨のうち「運天」と書かれているものは百按司墓から収集されたものであり、原告の共同代表である亀谷正子（以下「亀谷」という。）や玉城毅（以下「玉城」という。）の祖先の遺骨であるところ、琉球における祖先崇拜の宗教文化の下では、祖先の遺骨を挙げるという宗教行為は憲法20条1項前段によって保護されるものであり、個人の人格的価値とも密接に関連する重要な行為である。したがって、原告の共同代表である亀谷や玉城にとって、本件移管台帳に記載された祖先の遺骨に係る情報を知る利益は極めて大きく、祖先崇拜の宗教文化が琉球・沖縄の人々のアイデンティティの核になっていることも踏まえれば、かかる利益は個々人の個別的利益に留まらず、高い公益上の必要性が認められるものである。

ウ 本件不開示部分2及び3を開示することによる不利益が極めて小さいこ

と

(ア) 本件不開示部分3について

被告が本件不開示部分3を不開示としているのは、本件遺骨について台湾大学が記載した情報が正しいものであるかを被告においても検証する必要があるという理由であるところ、被告の検証結果と本件移管台帳の記載との間に齟齬が生じる事態は考え難く、また、現時点でも本件遺骨がどこから収集されたかは金闇が著した文献からある程度明らかになっており、仮に齟齬が生じたとしても、その齟齬は些細なものであり、被告が主張するようなおそれは生じ得ないから、本件不開示部分3を開示することによる不利益は存在しないか、存在するとしても著しく小さいものである。

(イ) 本件不開示部分2について

令和3年度の本件予算概算書に記載された事業については、既に予算執行年度を経過しているから、本件不開示部分2に記載された都道府県への渡航や調査先である研究機関等への調査は既に終了しているものと考えられ、これを開示することによる不利益は存在しない。

**【被告の主張】**

ア 本件不開示部分3について

本件遺骨の調査を実施するに当たり、同意を得ることを要する遺族は現時点で確認されておらず、琉球の正史である『中山正譜』や『球陽』によれば、遅くとも18世紀前半には百按司墓の被葬者の子孫は途絶えてその祭祀を承継する者はいないとされており、本件遺骨が、原告の共同代表らの祖先の遺骨であるかは不明である。被告としては、原告のいうように沖縄県民の高い関心が集まっているならば、確認が不十分な情報を公開するよりは、誤解を招かないように沖縄県教育委員会がした調査研究の結果とともに公表する方が適切であると考えており、公開による利益が公開する

ことによる不利益よりも大きいとはいえない。

イ 本件不開示部分 2について

本件遺骨に関する調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む諸般の事情により、令和 3 年度中に実施することはできず、現在も本件予算概算書に記載された都道府県への渡航や調査先である研究機関等への調査は終了していないため、本件不開示部分 2 を開示することはできない。

(6) 争点 6（本件各決定の理由付記に不備があるか）

【被告の主張】

ア 本件決定 1について

本件決定 1において開示された本件移管台帳（甲 8）をみれば、「立会人」欄や「移管機関代表者署名」欄がマスキングされており、これら不開示部分が本件条例 7 条 2 号にいう「個人に関する情報」に該当することは容易に理解でき、その余の不開示部分が本件条例 7 条 7 号に該当する部分であることも容易に知ることができる。そして、本件変更前決定及び本件変更決定に係る各通知書には「県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない」との記載があることから、本件条例 7 条 7 号のうちウを適用したことも明らかである。

また、原告は、令和元年 10 月 4 日付で、沖縄県教育委員会に対し、本件変更前決定に係る公文書の開示請求を行っており、沖縄県教育委員会は、同年 11 月 14 日付で、個人氏名部分及び本件移管台帳を除いた一部を開示する旨決定したところ、原告は、同決定を不服として審査請求を行った。これに対する沖縄県情報公開審査会の答申（乙 1）において、本件変更前決定における不開示部分が本件条例 7 条 2 号及び 7 号に該当する根拠が検討されており、これは原告も知るところであるから、開示請求者において本件条例所定の不開示事由のいずれに該当するかをその根拠とともに当然知り得る場合に当たり、理由の付記に不備はない。

イ 本件決定2について

本件予算概算書の記載自体から、本件決定2に係る不開示部分に調査先である研究機関名等や調査を行う都道府県名が記載されていることは理解でき、調査研究に関する情報であり、本件条例7条7号ウに該当することも容易に知ることができる。

5

ウ 本件変更決定について

本件変更決定の通知書（甲24）の記載によれば、不開示の理由が、本件遺骨の採集地と思われる地名等が処分行政庁において事実関係の確認が不十分な情報であり、現時点では開示すれば確定した情報との誤解を招くおそれがあること、県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためであったことを、申請者において了知し得るものであり、根拠規定が本件条例7条7号ウであることも了知し得るから、理由の付記に不備はない。

10

【原告の主張】

15

本件各決定における理由の付記に係る記載から、開示請求者において、適用される本件条例の規定及び当該規定を適用する根拠並びに各不開示部分と本件条例の適用関係について理解することはできないから、本件各決定における理由の付記は、本件条例14条1項に反したものであり、当該理由の付記には不備がある。

20

(7) 争点7（本件不開示部分2及び3の開示の義務付けの可否）

【原告の主張】

25

本件不開示部分2及び3の開示を求める義務付けの訴えは、いわゆる申請型の義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項2号）に該当し、処分が取り消されるべきときは提起できるところ（同法37条の3第1項）、本件決定1及び2はいずれも取り消されるべきであるから、本件条例7条の規定からも、被告において本件不開示部分2及び3を開示する旨の決定をすべきことは明

らかである。

【被告の主張】

本件決定1及び2に係る取消訴訟はいずれも認容されないから、本件不開示部分2及び3の開示を求める義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものであり、不適法である。

5 (8) 争点8 (本件決定2等について国家賠償請求の成否)

【原告の主張】

ア 原告は、憲法21条及び本件条例に基づく「知る権利」を有するとともに、本件条例に基づく「公文書の開示を請求する権利」を有している(甲29・3頁)。また、原告は、請願権(憲法16条)、裁判を受ける権利(憲法32条)、遺骨を崇拜の対象として挙げる権利(憲法20条1項前段)を有している。

10 イ(ア) 本件変更前決定は、前記(3)のとおり、原告が前記アのような権利を行使することを妨げる目的でされたものであって、処分行政庁において本件条例7条7号ウの要件に該当しないにもかかわらずされたものであるから違法であり、被告の公務員において職務上尽くすべき注意義務を全くすことなく漫然と行われたものであるから、故意又は過失が認められる。また、理由付記の不備の違法もある。

15 少なくとも、本件変更決定によって開示された部分については、本件条例7条によって不開示とすべき情報を任意に開示することはできないから、当該部分は本来開示されるべきものであったことは明らかであつて当該部分に係る本件変更前決定は違法であり、被告の公務員の故意又は過失も認められる。

20 (イ) 本件決定2は、前記(4)のとおり、本件条例7条7号ウの要件に該当しないにもかかわらずされたものであつて違法であり、被告の公務員において職務上尽くすべき注意義務を全くすことなく漫然と行われたもので

あるから、少なくとも過失が認められる。また、理由付記の不備の違法もある。

ウ 原告は、本件決定2等に係る違憲違法な不開示処分により本件訴訟を提起せざるを得なくなつたのであって、理由なく開示請求を妨げられている。これによつて生じた原告の無形の損害は、金銭に換算すると100万円を下らない。

また、原告が本件訴訟を提起するためには弁護士費用のうち、10万円は被告の公務員の違法な行為と相当因果関係があるものといえる。

### 【被告の主張】

原告が、本件変更前決定によって、本件遺骨の返還請求訴訟を提起することを妨げられることはなく、処分行政庁は、原告の訴訟の提起を妨げる目的で本件変更前決定を行つたものではない。また、本件決定2等は、理由の付記も含めていずれも違法ではなく、被告の公務員に故意過失があること、これにより原告に損害が生じていることとの主張は、いずれも否認する。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (原告の当事者能力の有無)

民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に当たるためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していかなければならない（最高裁昭和39年10月15日第一小法廷判決・民集18巻8号1671頁参照）。

本件においては、原告は、「ニライ・カナイぬ会規約」と称する規約を有し（甲1）、当該規約において、会員資格や共同代表等の役員について定める（3条、4条）ほか、総会（5条）及び事務局（6条）といった原告の組織の名称や権限についても定めを置いており、団体としての組織を備えているものと認められる。そして、上記の規約によれば、原告においては、毎年度総会を開



催するものとされ（5条1項）、共同代表がこれを招集し（5条2項）、会員の2分の1をその定足数とする（5条4項）とともに、当該総会において、役員の選任や重要事項について多数決に基づく決議が行われるものとされている（5条3項、4項）から、多数決の原則が行われ、総会の運営の方法も確定しているものと認められる。また、上記の規約には、会員の入会についても定めがあり（3条2項）、会員の退会等（3条3項参照）があったとしても組織として存続するものであることが認められる。さらに、上記の規約によれば、原告の共同代表は、各自原告を代表するものとされるほか（6条4項後段）、証拠（甲2、3）によれば、原告の名義で独立した会計口座を有し、経理簿も備えて財産管理を行っていることが認められるから、その組織によって代表の方法、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものと認められる。

したがって、原告は、民事訴訟法29条にいう「法人でない社団」に該当するものと認められるから、民事訴訟における当事者能力を有するものというべきである。これに反する被告の主張は、採用することができない。

## 2 爭点2（本件訴えのうち本件変更前決定及び本件変更決定に関する請求に係る部分の訴えの利益の有無）

### （1）本件変更前決定について

ア 前提事実(4)のとおり、沖縄県教育委員会は、原告が本件変更前決定の取消し及び本件不開示部分1の開示の義務付けを求める訴えを提起した後、本件変更決定をしている。

証拠（甲24）によれば、本件変更決定は、「添付1移管台帳」の一部（本件不開示部分1のうち本件不開示部分3を除く部分）を新たに開示する旨の決定であることが認められる。

そうすると、本件訴えのうち本件変更決定により開示された部分（本件不開示部分1のうち本件不開示部分3を除く部分）の取消しを求める請

求に係る部分の訴えの利益は失われたものと解される（最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁）。

したがって、本件訴えのうち、本件変更決定により開示された部分に係る本件変更前決定の取消しを求める請求に係る部分は、不適法なものとして却下を免れない。

5

10

イ 不開示決定により不開示とされた部分の開示の義務付けを求める訴えは、申請型の義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項2号）と解されるところ、前記アの点を前提とすると、本件変更決定により開示された部分については、取り消されるべき処分（不開示決定）自体が存在しないこととなるから、本件訴えのうち本件変更前決定のうち本件変更決定により開示された部分の開示の義務付けを求める請求に係る部分は、同法37条の3第1項2号の要件を満たさないことが明らかであり、その余の点について判断するまでもなく、上記の義務付けを求める請求に係る部分は、不適法なものとして却下を免れない。

15

## (2) 本件変更決定について

20

ア 本件変更決定は、前記(1)のとおりのものであるところ、それを前提とすると、本件変更決定は、本件変更前決定の一部を変更する趣旨のものと解され、本件変更前決定は、本件変更決定によりその一部が変更されたものと解すべきであるから、本件訴えのうち本件変更前決定の取消しを求める請求に係る部分は、本件変更前決定が本件変更決定によって変更された後のものである本件決定1の取消しを求める請求であると解することができる。

25

そうすると、本件決定1の取消しを求める請求のほかに本件変更決定そのものの取消しを求める利益があるとは認められず、また、本件変更決定は、前記(1)アのとおり、本件変更前決定を原告に有利に変更したものであるから、原告には、本件変更決定の取消しを求める利益はないといわざ

るを得ない。

したがって、本件訴えのうち、本件変更決定の取消しを求める請求に係る部分は、訴えの利益がないものとして却下を免れない。

イ 前記アのとおり、本件変更決定は、本件変更前決定の一部を変更する趣旨のものと解されるところ、本件変更前決定に係る公文書と本件変更決定に係る公文書は同一の公文書であって、本件変更決定における不開示部分と本件決定1における不開示部分は、同一（本件不開示部分3）であることになるから、本件決定1における不開示部分の開示の義務付けを求める請求とは別に、本件変更決定における不開示部分の開示の義務付けを求める請求をする利益があるとは認められない。

したがって、本件訴えのうち、本件変更決定における不開示部分の開示の義務付けを求める請求に係る部分は、その余の点について判断するまでもなく、訴えの利益を欠く不適法なものとして却下を免れない。

### 3 爭点3（本件不開示部分3が本件条例7条7号ウに該当するか）

(1) 本件条例7条7号ウは、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、すなわち当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、実施機関である沖縄県教育委員会は、当該情報を開示とすることができます。

ここで「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量をした上で、「適正な遂行」といえることが求められ、また、「支障」の程度は目的的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 被告は、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄について、(a)当該部分を開示すれば、利害関係人と称する様々な者から様々な主張や請求がされるおそれがあり、調査に当たる被告の職員が、その対応に追われて調査研究に専念す

5 ることができず、萎縮効果もある、(い)当該部分に記載された採集場所が、被告による調査研究によって明らかとなつたものではなく、記載された情報の根拠資料等を所持していないため、採集場所を確定する前に公表すれば、県民等から説明を求められても対応することができず、かつ、県民等が当該部分に記載された採集場所を真実であるかのように認識されることにもなり、被告の調査によって誤りが判明した場合には混乱が生じ、情報の修正や更なる調査研究の実施にも支障が及ぶ旨主張する。

ア 利害関係人からの主張や請求の増加による支障（前記(a)）について

10 本件条例1条は、「県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」と定めており、被告が、県民に対し、県政の諸活動を県民に説明する責務を負っていることを明らかにしていることを踏まえると、県民が被告に対して何らかの主張又は請求をした結果、被告の職員が当該主張又は請求に対応する必要が生じたとしても、それが社会通念上容認し難い態様又は内容のものである、信義に反し又は権利を濫用してされたものである、対応することが困難なほど多数に上る等の特段の事情が認められない限り、それらの主張又は請求が存する又は増加すると一事をもって直ちに、被告の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものと評価することはできないというべきである。

20 被告が主張するところによても、被告の職員の負担として挙げられている具体的な事情は、①被告が本件遺骨の移管を受けた平成31年3月から令和4年7月までの間に、既に40件以上の要望や陳情が被告に寄せられ、本件遺骨に関する公文書開示請求を23件、行政不服審査請求を5件受けた、②原告の共同代表らが、京都大学に対し、百塚司墓から収集された遺骨の引渡しを求める訴えを提起したことを踏まえると、原告が、被告に対し、本件遺骨の一部の返還を求めたり、その旨の訴えを提起

したりするおそれが高い、③本件遺骨のうち百按司墓以外の場所から収集されたものについても、当該遺骨の引渡しや調査研究の中止を求める要望等が増えるおそれがある、④上記①ないし③の点を本件遺骨の調査研究を行う職員が直接対応する必要があるというものであるところ、その内容に照らすと、これらがいずれも、社会通念上容認し難い態様若しくは内容のものである、信義に反し若しくは権利を濫用してされたものである又は対応することが困難なほど多数に上るということはできず、それらによって生ずる被告の職員の負担等は、被告が県民に対して負う説明責任を履行するために必要かつ相当な負担等の範囲内にとどまると認められる。また、本件全証拠によつても、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにより、県民が、被告に対し、社会通念上容認し難い態様若しくは内容の主張若しくは請求をする、信義に反し若しくは権利を濫用した主張若しくは請求をする又は対応することが困難なほど多数に上る主張若しくは請求をする蓋然性が高いなどの特段の事情があることを具体的に認めるに足りない。

したがつて、被告が指摘する前記(あ)の事情は、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにつき、本件条例7条7号ウの事由があることを基礎付けるものとは認められない。

イ 確定前の情報を開示することによる混乱が生じるおそれがあること(前記(い))について

被告は、①本件移管台帳に記載された情報の根拠資料等を所持しておらず、当該情報に接した県民等に説明をすることができない、②その後の被告の調査研究によって本件移管台帳に記載された情報が誤りであったことが判明した場合に、相應の混乱を招くだけではなく、情報の修正や被告のその後の調査研究に支障を來すとして、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにつき、本件条例7条7号ウの事由がある

旨主張する。

しかし、県民等からの問合せに対応する際の支障や、本件移管台帳に記載された採集場所が確定した情報であると誤解される可能性については、被告が本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示するに際し、本件移管台帳を作成したのは台湾大学であり、被告は本件遺骨を採集した場所に係る記載の正確性について未確認であって、今後の調査研究によって明らかにしていく旨を併せて説明することにより、県民等からの問合せに対応をすることや本件移管台帳に記載された本件遺骨を採集した場所が確定した正確な情報であるとの誤解が生じないようにすることは十分に可能であり、本件においては、他に、当該対応によつてもなお、当該問合せに対応することや混乱等を回避することが困難であることをうかがわせる事情等は見当たらない。

したがつて、被告が指摘する前記(い)の事情は、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにつき、本件条例7条7号ウの事由があることを基礎付けるものとは認められない。

### (3) まとめ

以上のもののほか、本件においては、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにつき、本件条例7条7号ウの事由があることを基礎付ける事情があるとは認められない。

したがつて、本件決定1において不開示とされた本件移管台帳の採集場所（「頭蓋骨標示」欄）の記載を開示することにつき、本件条例7条7号ウの事由があるとは認められない。また、本件全証拠によつても、本件移管台帳のうち頭蓋骨表示欄の記載を開示することにつき、本件条例7条各号の事由があることを認めるに足りない。

以上によれば、本件決定1のうち別紙不開示目録記載3に係る部分を不開示とした部分は、本件条例7条各号の事由がないにもかかわらず、不開示

としたものであって違法であるから、取消しを免れない。

#### 4 爭点4（本件不開示部分2が本件条例7条7号ウに該当するか）

(1) 弁論の全趣旨によれば、本件不開示部分2には、調査対象先の研究機関等の名称やこれを推認させる都道府県名が記載されていると認められるから、これらの情報を開示することが本件条例7条7号ウに該当すると認められるか否かにつき、順に検討する。

##### (2) 調査対象先の研究機関等の名称について

まず、本件遺骨に関する調査研究をするためには、その性質上、調査対象先から任意の協力を得ることが不可欠であると認められるから、調査対象先の研究機関等の名称を公開することによって調査対象先から任意の協力が得られなくなる事態が生じる蓋然性が高いと認められる場合には、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものといえ、当該事務の遂行に支障が及ぶものと認められる。

後に掲記する証拠等によれば、①大学が、当該大学に所属していた研究者が沖縄県内から持ち去った人骨を保持していること等について、様々な媒体による批判的な内容の報道が散見されること（甲40～182。ただし、枝番のあるものは枝番を含む。）、②原告やその共同代表らが、本件遺骨を保管する沖縄県教育委員会に対して多数回にわたり要求や意見表明を行っていること（乙6～8）、③原告やその共同代表らが、被告から調査への協力を依頼されると見込まれた九州大学に対しても問合せを行い、同大学においてこれに対応せざるを得ない事態が生じたこと（弁論の全趣旨）、④被告が、本件予算概要書に記載された調査対象先に対して被告がする調査研究に対する協力を求めた際、当該調査対象先から、協力に積極的にはなれない旨の回答を受けたこと（弁論の全趣旨）、⑤本件予算概要書に記載された調査は、新型コロナウイルス感染症の流行の拡大等のため、いまだ実施されていないこと（弁論の全趣旨）の各事実が認められる。

上記の各事実を踏まえると、調査対象先の研究機関等が公開されることにより、本件遺骨の利害関係人と称する者が、当該研究機関等に対し、問合せや意見表明等をする蓋然性が高いことが認められ、かつ、様々な媒体による批判的な報道の対象となる具体的なおそれも生ずるものと認められる。

5 そうすると、調査対象先である研究機関等が、本件遺骨に関して被告がする調査研究が完了する前に当該研究機関等の名称が公開される場合には、世間からの批判や原告ら利害関係人からの問合せにさらされることや、これらに対応するために他の事務にも支障が生じることを懸念して、被告から調査研究に協力することを依頼されたとしても、これを拒む具体的な可能性が相応に高いことが認められる（現に、上記④のとおり、調査研究に対する協力に消極的な回答をする研究機関等もあり、弁論の全趣旨によれば、その理由は、上記③のような問合せを受けるおそれがあることにあったと認められる。）。

したがって、少なくとも調査が未了である現時点においては、調査対象先の研究機関等の名称を公開することにより、調査対象先から任意の協力が得られなくなる事態が生じる蓋然性が高いと認められ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものと認められるから、本件予算概要書に記載された調査対象先の研究機関等の名称を開示することについては、本件条例7条7号ウの事由があると認められる。

### 20 (3) 出張先の都道府県名について

都道府県名は、調査対象先である研究機関等の名称そのものではないから、これを公開したとしても、そのことをもって直ちに、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとはいえない解する余地があるようにも思われる。

しかし、本件遺骨の調査研究において関係する研究者は、本件遺骨を採集

した金閥や台灣大学による調査研究に寄与した土肥等、比較的少數であることがうかがわれ、それらの者による研究の成果やそれらの者が日本国内で所属していた研究機関等も公開されている（甲14、15、27、28の1・2）から、被告がする本件遺骨の調査研究に関する出張先の都道府県名が判明すれば、既に公開されている上記の情報と併せて検討することにより、調査対象先の研究機関等をほぼ正確に特定することが可能となるものと認められる。

5

そうすると、結局は、前記(2)と同様の事態が生ずる蓋然性が高いと認められるから、出張先の都道府県名それ自体は、調査対象先の研究機関等の名称そのものではないとしても、当該都道府県名を公開することにより、調査対象先から任意の協力が得られなくなる事態が生じる蓋然性が高いと認められ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものと認められる。

10

したがって、本件予算概要書に記載された出張先の都道県名を開示することについては、本件条例7条7号ウに該当する事由があるものと認められる。

15

(4) 以上によれば、本件不開示部分2には、本件条例7条7号ウに該当する事由があるものと認められる。

原告は、原告やその共同代表らが都道府県名から他の情報も用いて調査先を特定することができることも、調査先に対して本件遺骨について問合せや意見表明等を行うことも、単なる抽象的な可能性にすぎない旨主張するが、これまでに判示したところに照らし、採用することができない。

20

##### 5 爭点5（本件不開示部分2及び3の公益上の必要による開示の要否）

25

(1) 本件条例9条は、開示請求に係る公文書に本件条例7条各号に該当する不開示情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは開示することができる旨を定めている。

本件条例 9 条は、上記のとおり、ある情報を開示することについて本件条例 7 条各号の事由が存在する場合であっても、実施機関の高度の判断に基づく裁量により、当該情報を開示することを認める趣旨の定めであるから、実施機関がその有する当該裁量の範囲から逸脱し、又はこれを濫用して当該情報を開示しないものとする判断をしたと認められる場合には、本件条例 9 条に違反したものとして当該判断を取り消すことができる余地が生じるため、以下検討を加える。

なお、前記 3において認定及び判断したとおり、本件決定 1 は、本件条例 7 条柱書の定めに反したものとして取り消されるべきであると認められ、本件条例 9 条の適用の可否について論ずるまでもないから、本件不開示部分 2 について検討する。

(2) この点、原告は、開示することによる公益として、①琉球・沖縄における祖先崇拜の宗教文化においては、祖先の遺骨が墓に存在することが不可欠の前提であり、沖縄県内から収集された人骨の返還請求について県内外で多くの報道が継続してされている現状も踏まえると、本件遺骨の調査研究に係る事業を継続するに当たり、議論の前提となる調査研究に係る情報を適切に開示した上で、県民からの多様な意見を踏まえて実施の可否を検討することが可能となること、②祖先崇拜の宗教文化が琉球・沖縄の人々のアイデンティティの核になっており、祖先の遺骨を挾むという宗教行為は憲法 20 条 1 項前段によって保護されるものであり、個人の人格的価値とも密接に関連する重要な行為であり、祖先の遺骨に係る情報を知る利益は極めて大きいことを挙げる。

しかし、上記①については、前記 4において認定及び判断したとおり、本件不開示部分 2 に記載されている調査対象先の研究機関等の名称やこれを推認させる出張先の都道府県名は、一旦開示されてしまえば、当該研究機関等に対して調査に協力することを求めることが著しく困難となるから、県

民からの多様な意見を踏まえて実施の可否を検討する前提自体が欠けることとなり、原告が指摘する公益も実現することができなくなるものと認められる。また、上記②については、本件不開示部分2に記載されている調査対象先の研究機関等の名称やこれを推認させる出張先の都道府県名自体は、原告が指摘する祖先の遺骨に係る情報そのものではなく、本件遺骨に関連する情報であるにとどまるから、当該情報を開示したとしても、原告が上記②において指摘する公益を直ちに実現することはできないものと認められる。

10 そうすると、不開示情報を開示することによって生ずる不利益と開示することによる公益とを比較衡量した場合に、後者が前者を明らかに上回るものとは認め難いといわざるを得ない。

したがって、本件不開示部分2について、公益上特に開示する必要があると認めなかつた実施機関の判断が、その有する裁量の範囲から逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められない。

15 6 爭点6（本件各決定の理由付記に不備があるか）

これまでに判示したところによれば、本件決定2の理由付記の不備の有無についてのみ判断すれば足りると認められるから、その点についてのみ検討を加える。

20 (1) 一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁参照）。

25 本件条例14条1項が公文書不開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、本件条例に基づく公文書の開示請求の制度が、県民と県政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した県政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する

県民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（1条、3条参照）に鑑み、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

5

このような理由付記の制度の趣旨に鑑みれば、公文書不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本件条例7条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る場合は別として、本件条例14条1項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決・裁判集民事166号773頁参照）。

10

(2)ア 証拠（甲9）によれば、本件予算概算書のうち「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」の「○令和3年度の計画・特徴等」には、「また、人骨について、調査を実施した関係者が所属していた【マスキング部分】で調査を行い、採集場所や研究資料としての重要性を明らかにする必要がある」との記載があることが認められるところ、上記の記載を前提とすると、上記のマスキング部分には、調査をすべき場所（具体的には、何らかの地名又は研究機関名）が記載されていると優に推認することができると認められる。そして、上記のような地名又は研究機関名が「個人に関する情報」に該当する蓋然性が低いことは、それらの名称自体は公知のものであることに照らして当然に知り得るものと認められるから、沖縄県教育委員会が、少なくとも、上記のような地名又は研究機関名を開示することが「県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」と考え、本件条例7条7号ウに該当すると認めたこと（なお、上記

15

20

25

の地名又は研究機関名が「個人に関する情報」にも該当する蓋然性自体は残るもの、ある情報が本件条例7条2号及び7号の双方に該当すること自体は、それを不開示とする上で特に問題があるわけではないから、この点は、上記の認定及び判断を左右しない。) は、本件決定2に係る決定通知書及び「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」の各記載自体から、了知し得るものと認められる。

5

イ 証拠(甲10)によれば、「令和3年度歳出予算事業別概算見積書」の3枚目(15頁)の「見積額の内容及び積算」欄の「7埋蔵文化財関連事業」中の「④人骨関係基礎資料調査」には、「【マスキング部分】(1泊2日 1回) 92,820円×1人=92,820円」との記載があることが認められるところ、その前の「①埋文化協議会への参加」には「長崎県(1泊2日 1回) 64,720円×1人=64,720円」、「③主管課長会議」には「宮崎県(2泊3日 1回) 71,700円×1人=71,700円」との各記載があると認められること(甲10)にも照らすと、上記のマスキング部分には、調査に赴く都道府県名が記載されていることを優に推認することができる。そして、都道府県名が「個人に関する情報」に該当しないことは明らかであるから、沖縄県教育委員会が、上記の都道府県名を開示することが「県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」と考え、本件条例7条7号ウに該当すると認めたことは、本件決定2に係る決定通知書及び「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」の各記載自体から、了知し得るものと認められる。

10

15

20

ウ 証拠(甲10)によれば、「令和3年度歳出予算事業別概算見積書」の4枚目(16頁)の「見積額の内容及び積算」欄の「7埋蔵文化財関連事業」には、「【マスキング部分】(1泊2日 1回) 92,820円×1人=92,820円」との記載があることが認められるところ、前記イの

25

とおり、「7埋蔵文化財関連事業」中の「④人骨関係基礎資料調査」に同様の記載があることを踏まえると、上記のマスキング部分には、前記イと同様、出張先の都道府県名の記載があることを優に推認することができる。そうすると、前記イと同様の理由により、沖縄県教育委員会が、上記の都道府県名を開示することが「県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある」と考え、本件条例7条7号ウに該当すると認めたことは、本件決定2に係る決定通知書及び「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」の各記載自体から、了知し得るものと認められる。

(3) 以上のとおり、本件においては、本件決定2に係る決定通知書の開示請求者である原告において、本件不開示部分2が、少なくとも本件条例7条7号ウの不開示事由に該当することをその根拠とともに了知し得るものと認められるから、本件決定2に係る決定通知書における理由の付記は、本件条例14条1項の規定により不開示決定において提示すべき理由の程度として本件条例の要請を少なくとも必要最小限度は満たしているといえ、そのような決定における理由の付記として不備があるものということはできない。

#### 7 爭点7（本件不開示部分2及び3の開示の義務付けの可否）

本件変更前決定及び本件変更決定については、既に前記2において、判断を示しているから、本件決定1及び2についてのみ検討する。

##### (1) 本件決定1について

前記3で認定及び判断したとおり、本件決定1のうち本件不開示部分3を開示しない旨の部分は、取り消されるべきものであり、かつ、本件不開示部分3について他に本件条例7条各号に該当する事由も見当たらないから、実施機関である沖縄県教育委員会は、本件不開示部分3を開示する旨の決定をすべきであることが本件条例7条柱書の定めから明らかであると認

められる。

したがって、本件不開示部分3については、沖縄県教育委員会に対し、開示することを義務付けるべきものであると認められる。

(2) 本件決定2について

前記4ないし6において認定及び判断したとおり、本件決定2の取消しを求める請求に理由があるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を満たさず、本件訴えのうち本件不開示部分2を開示することの義務付けを求める請求に係る部分は、不適法なものとして却下されるべきである。

8 爭点8（本件決定2等について国家賠償請求の成否）

(1) 情報公開条例に基づく公文書の不開示決定に取り消し得べき瑕疵があるとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記決定をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・裁判集民事220号165頁等参照）。

(2)ア 本件変更前決定のうち、本件変更決定によって開示された部分（本件不開示部分3以外の不開示部分）については、被告が本件訴訟係属中に任意に開示したことにより、現時点においては、原告に生じたとされる無形の損害は生じていないか、少なくとも回復されたものと認められるから、その余の点について判断するまでもなく、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は認められない。

イ 前記3で認定及び判断したとおり、本件決定1のうち本件不開示部分3を不開示とする部分は違法なものであって、取り消されるべきものである。

しかし、前記3(2)アのとおり、本件不開示部分3を開示することにより、調査研究に係る事務を担当する被告の職員の負担が一定程度増加する蓋

然性が高いと認められ、その意味において、上記の箇所を開示することに、調査研究に係る事務の能率的な遂行を阻害するおそれがあること自体は否定し難く、本件条例7条7号ウの要件の多くの部分は満たすと認められることに加え、実施機関（沖縄県教育委員会）も、本件移管台帳の「頭蓋骨標示」欄における記載を永久に開示しないとしているものではなく、本件遺骨に関する調査研究が終了すれば開示する予定としていたと認められ（弁論の全趣旨）、上記の記載を開示すべき時期に関する認識が裁判所と異なっていたにとどまるとうかがわれることも併せ考慮すれば、本件変更前決定及び本件変更決定をした沖縄県教育委員会の公務員が、職務上通常尽くすべき注意義務を全くすことなく漫然と上記の各決定をしたとまでは認められないというべきである。

したがって、本件決定1のうち本件不開示部分3を不開示とする部分について、国家賠償法1条1項所定の違法があるとは認められない。

ウ 本件決定2は、前記4ないし6において認定及び判断したとおり適法なものであるから、その余の点について判断するまでもなく、国家賠償法1条1項所定の違法があると認める余地はない。

(3) したがって、本件決定2等については、国家賠償法1条1項にいう「違法」な公権力の行使があったとは認められず、原告の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく請求は理由がない。

## 9 結論

したがって、本件各訴えのうち別紙主文関係目録記載の各請求に係る部分はいずれも不適法であるから、これらをいずれも却下し、原告の請求は、主文第2項の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、原告のその余の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却し、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文、61条を適用することとして、主文のとおり判決する。

那霸地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

福渡裕貴

5

裁判官

横山寛

10

裁判官

石川颯人

15

(別紙)

当 事 者 目 錄

沖縄県うるま市勝連比嘉12番地

5

原 告 ニライ・カナイぬ会  
同代表者共同代表 玉 城 敏  
同訴訟代理人弁護士 三 宅 俊  
同 三 宅 千 晶

10

那霸市泉崎一丁目2番2号

被 告 沖 縄 県  
同代表者兼処分行政庁 沖縄県教育委員会  
(請求の趣旨第1項ないし第4項関係)  
同委員会代表者教育長 金 城 弘 昌  
同訴訟代理人弁護士 上 原 義 信  
同 崎 敬 太  
被告代表者知事 玉 城 康 裕  
(請求の趣旨第5項関係)  
同訴訟代理人弁護士 上 原 義 信  
同 崎 敬 太

15

20

以上

(別紙)

## 主 文 関 係 目 錄

- 1 沖縄県教育委員会が原告に対して令和3年11月2日付けでした公文書一部  
5 開示決定の不開示部分のうち、同委員会の令和4年10月26日付け変更決定  
により開示された部分の取消請求及び当該部分の開示決定の義務付け請求
- 2 上記令和4年10月26日付け変更決定で不開示とされた部分の取消請求及  
び同不開示部分の開示決定の義務付け請求
- 3 沖縄県教育委員会が原告に対して令和3年11月4日付けでした公文書一部  
10 開示決定で不開示とされた部分の開示決定の義務付け請求

以上

(別紙)

不開示部分目録

	公文書の名称	不開示部分
1	沖縄人骨の確認・移管検収書及び添付1移管台帳（別添1）	移管台帳の各マスキング部分のうち、個人に関する情報以外の部分
2	令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書（別添2）	「〇令和3年度の計画・特徴等」の第2段落の1行目ないし2行目のマスキング部分
	令和3年度歳出予算事業別概算見積書（別添2）	15頁の「④人骨関係基礎資料調査」の下部のマスキング部分 16頁の「7 埋蔵文化財関連事業」の下部のマスキング部分
3	沖縄人骨の確認・移管検収書及び添付1移管台帳（別添3）	移管台帳の「頭蓋骨標示」欄の各マスキング部分

(別添1)

沖繩先人遺骨點交簽收單  
沖縄人骨の確認・移管検収書



一、移交單位：國立臺灣大學醫學院

移管機關：国立台湾大学医学院

二、接交單位：沖繩縣教育委員會、今歸仁村教育委員會

受領機關：沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会

三、監交人(立合人)：

四、點交日期：2019年03月11日(星期一)

確認・移管日：2019年3月11日(月曜日)

五、點交地點：臺大醫學院基礎醫學大樓6樓603會議室

確認・移管場所：台湾大学医学院基礎医学棟6階603会議室

六、點交內容(確認・移管內容)：

品名 品名	數量 數	單位 単位	雙方確認事項
			双方確認事項
沖繩先人顱骨標本 (移交清冊如附錄一)	63	個	雙方逐一確認移交物品之現況及數量無誤。 双方は返還品の状態と数に間違いがないか1つ1つ確認する。
沖繩先人頭蓋骨標本 (移管台帳は添付1の通り)	63	個	

移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名：

仲座久宣

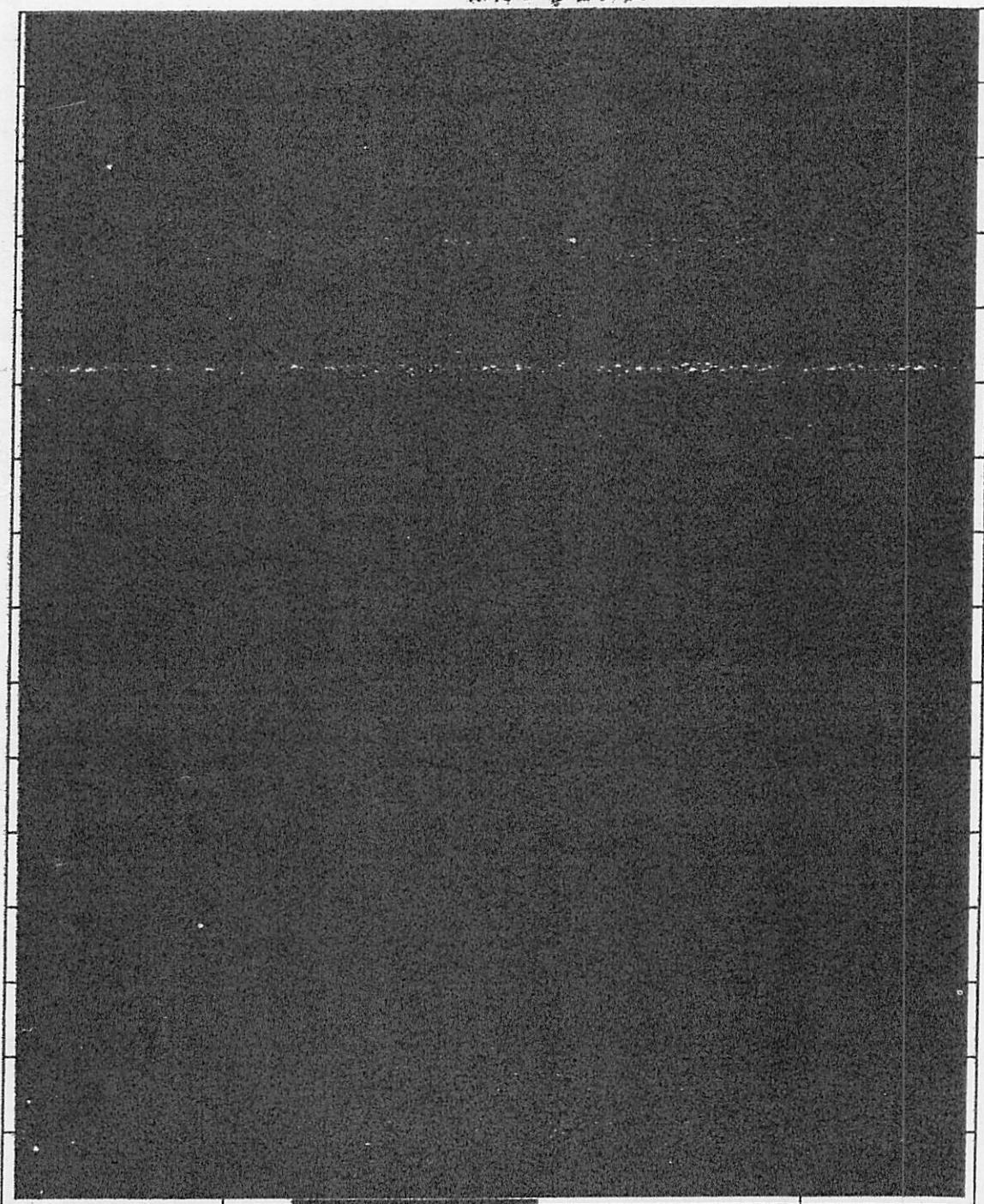
王成 靖

監交人簽名：

立會人署名：

附錄一、移交清冊

添付 1 移管台帳

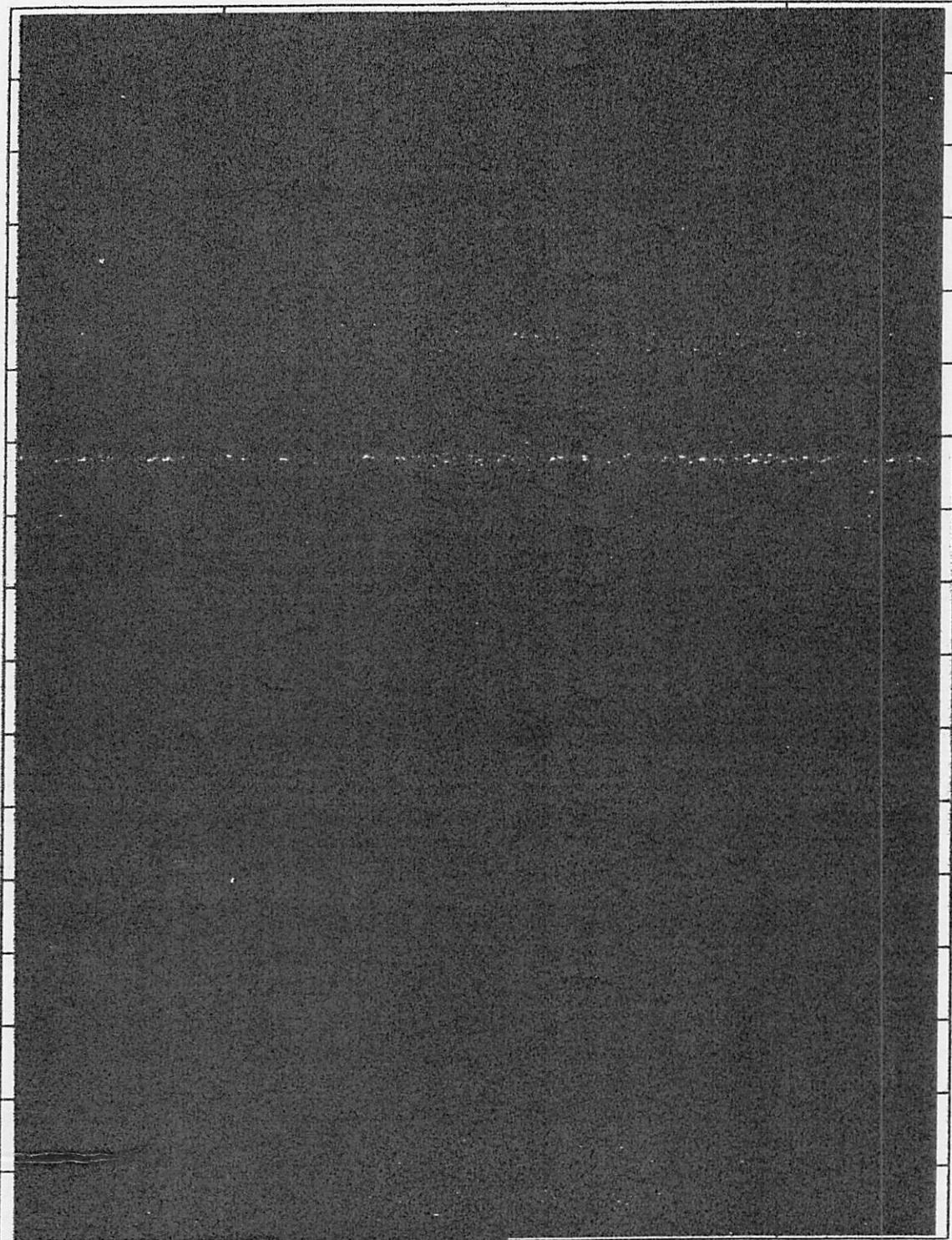


移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接收單位代表簽名：

受領機關代表者署名： 仲產久宜 王城靖



移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接收單位代表簽名：

受領機關代表者署名：仲產久宣

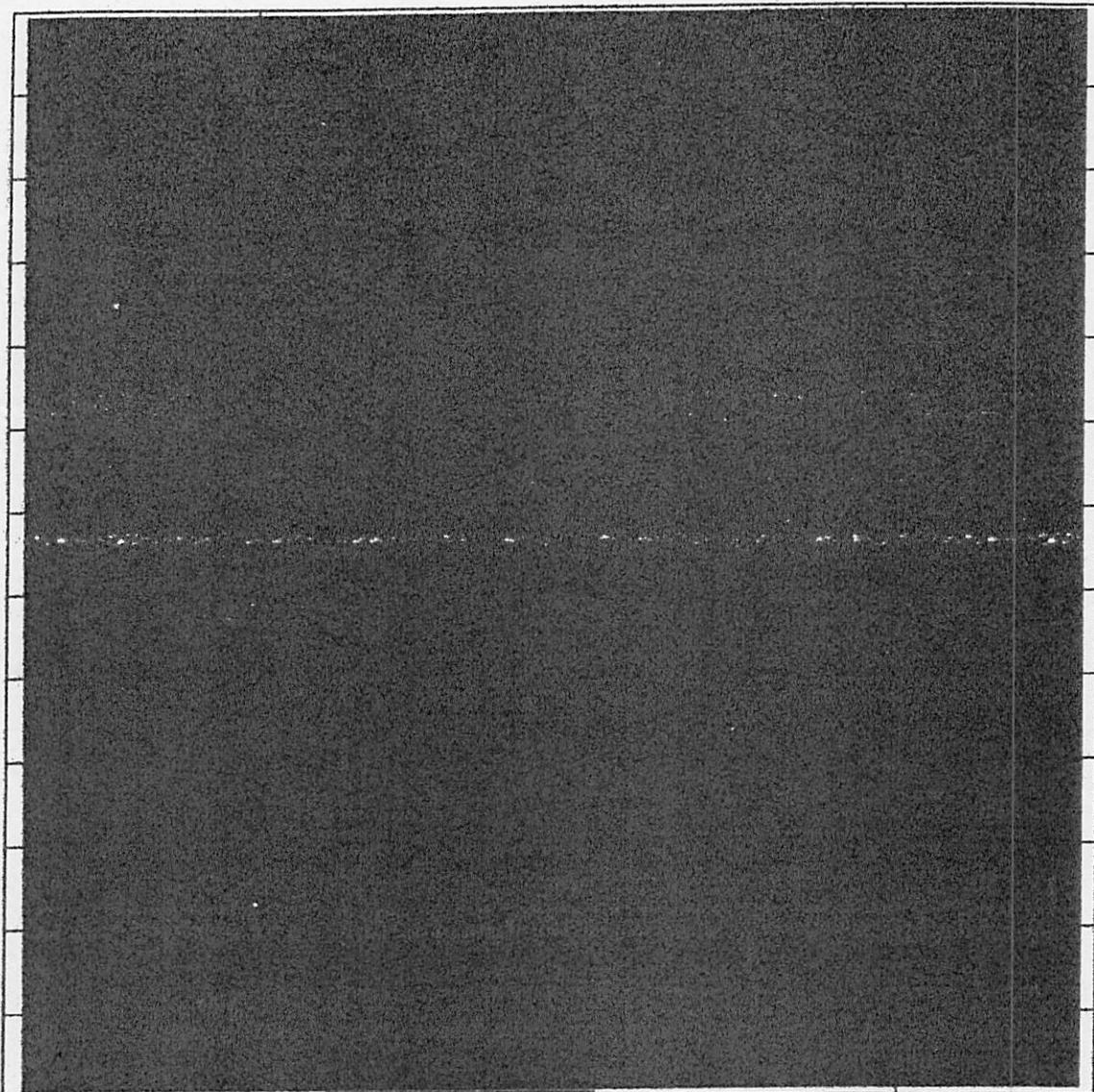
王成清

移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接收單位代表簽名：

受領機關代表者署名：仲產久宣      王成靖



移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接收單位代表簽名：

受領機關代表者署名： 仲產久宜 王城靖

## 令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書

課名：文化財課	事項名：文化財保存整備費			事業名：文化財関連事業費			(単位：千円)	
	令和2年度		令和3年度	左の財源内訳				
(経費区分)	当初予算額	補正・流用予算額	当初予算額	国庫支出金	県債	特定財源	一般財源	担当者
※細事業 埋蔵文化財関連事業 (E 経費)	876		553					553 金城貴子

令和3年度当初予算 節・金額	報償費：28、旅費：517、使用料及び賃借料：8
-------------------	--------------------------

## ◎事業概要及び説明

## ○事業概要

埋蔵文化財の適切な保存を図るため、埋蔵文化財調査に関する市町村への助言・指導及び基準等の検討を行う。

## ○事業効果(有効性・妥当性・効率性)

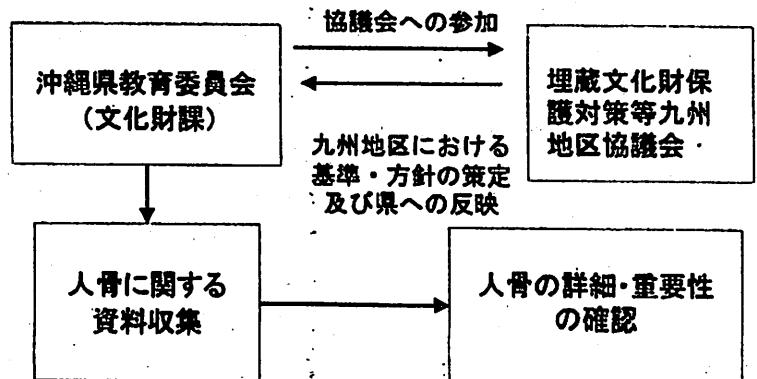
九州地区における一貫した基準・方針を策定することにより、様々な問題に対応することが可能となる。また、人骨は採集場所の把握や研究資料としての重要性を明確にすることにより、本県の人類学、考古学研究に活用することができる。

## ○令和3年度の計画・特徴等

九州各県・指定都市で埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会(略称：埋九協)を年に2回程開催し、埋蔵文化財に関する九州地区の各種基準、方針等を協議している。今年度は発掘調査の安全対策について協議を開始する予定で、長崎県と鹿児島県での開催を予定している。

また、人骨について、調査を実施した関係者が所属していた██████████で調査を行い、採集場所や研究資料としての重要性を明らかにする必要がある。

## ○事業フロー図



## ○事業の現状・必要性

埋九協に必要な旅費について、これまで沖縄防衛局等の開発事業者の協力を得ることができたが、会計検査で指摘される可能性があることから、令和2年度以降は不可との話がきた。そのため教育庁で予算を確保する必要がある。

人骨について、返還要請など、様々な主張をする団体があることから、早期に調査し、重要性を明らかにする必要がある。

○令和3年度当初予算 節・金額欄には、すべての節名と金額を記入して下さい。

○事業の概要は、できるだけ簡条書きで解りやすく記入して下さい。

○令和3年度の計画・特徴等はできるだけ数値を用いて、前年度との比較等も記入して下さい。(金額、校数、人数、回数等)

○事業の必要性は、県民ニーズの程度等を具体的に記入して下さい。

○事業効果は、波及効果・影響・効率性などを具体的な指標・数値を用いて記入して下さい。

○各項目については、必要に応じ適宜行数を増減し使用下さい。

甲第 10 号証

# 令和3年度歳出予算事業別概算見積書

様式第3-2号（その2）

令和3年度歳出予算事業別概算見積書

区分 繼続 年度 3

様式第3-2号

会計名 一般会計												部局名 教育委員会	事業番号	歳出略科目コード	4	5	6	経費区分	E経費(枠内)	(単位:千円、%)
(款) 教育費			(項) 社会教育費				(目) 文化財保護費				(事項) 文化財保存整備費				(課名) 文化財課		(担当者) 天久(4213)			
新規・ 継続区分	コード	補助・ 出典区分	コード	公共事業 区分	コード	債務負担行 区分	コード	過債事業 区分	コード	重点施設 事業区分	コード	計画事業 区分	コード	開始年度 区分	コード	時限年度	コード			
歳入 略科目				歳入 略科目			歳入 略科目			歳入 略科目			歳入 略科目		歳入 略科目		歳入 略科目			
歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )	歳入略科目 コード	金額 ( )			
事業・節(細節)			見積額	査定額	属性 区分 コード	性質 区分 コード	見積額の内容及び積算				財源内訳				前年度当初予算額					
(事業名) 文化財関連事業費			2,562				区分	継続	年度	R3	国庫支出金	県債	特定財源	一般財源	金額					
節	細 節	事項事業コード 012305									補助金額									
0 1	報酬		168												168	75		1. 財源内訳 3,109		
0 1 0 3	非常勤職員報酬		168	1 1 1 0 1 0											168	75		財源内訳 3,109		
			168				4 文化財指定調査事業 ①第四専門部会委員報酬 9,300円 × 12人 = 111,600円 ②第三専門部会委員報酬 9,300円 × 6人 = 55,800円 ①～② = 167,400円									168	75	2. 内容及び積算 4 文化財指定調査事業		
0 7	報償費		28												28	38				
0 7 0 1	報償金		28	6 1 0 1 0 0			7 埋蔵文化財関連事業 協力者への報償金 9,300円 × 3人 = 27,900円								28	38	7 埋蔵文化財関連事業			
0 8	旅費		1,898															2,485		
0 8 0 1	普通旅費		1,388	6 1 0 0 8 0			1 文化財情報収集・提供事業 ①文化行政講座(東京1泊2日) 101,160円 × 1人 = 101,160円 ②文化庁ヒアリング(東京1泊2日) 101,160円 × 2人 = 202,320円 ③現地指導(本島北部4回南部1回) 4,980円 × 4回 = 19,920円 1,580円 × 1回 = 1,580円										1,388	1,765	1 文化財情報収集・ 提供事業	
			325												1,388	325				

様式第3-2号(その2)

## 令和3年度歳出予算事業別概算見積書

事業・節(細節)		見積額	査定額	属性		説明資料頁 見積額の内容及び積算	財源内訳				前年度当初予算額 金額	
				経費区分 コード	性質区分 コード		国庫支出金 補助率	金額	県債	特定財源		
		104				3 天然記念物関連事業 ①調査旅費(宮古島市1泊2日) 33,000円 × 1人 = 33,000円 ②調査旅費(東村) 6,500円 × 0回 = 0円 ③調査旅費(園頭村) 6,500円 × 3回 = 19,500円 ④国庫補助事業調整(文化庁) 61,000円 × 1回 = 61,000円 ①～④ = 103,500円						104
		0				4 文化財指定調査事業 第4専門部会委員旅費(那覇A-西原町) 2,100円 × 0人 = 0円 第5専門部会委員旅費(那覇A-西原町) 2,100円 × 0人 = 0円						0
		115				5 建造物関連事業 ①文化財建造物保存修理関係者等 連絡協議会(東京1泊2日) 57,400円 × 1人 = 57,400円 ②文化庁事務調整(東京1泊2日) 57,400円 × 1人 = 57,400円 114,800円						115
		152				6 民俗文化財関連事業 ①九民芸大会実行委員会 (鹿児島県1泊2日) 56,300円 × 1人 = 56,300円 交通費56,300+宿泊費9,600+雜費4,000 ②九民芸大会(鹿児島県2泊3日) 56,300円 × 1人 = 56,300円 交通費56,300+宿泊費19,600+雜費6,000						152
		424				7 埋蔵文化財関連事業 ①埋文化協議会への参加 長崎県(1泊2日 1回) 64,720円 × 1人 = 64,720円 鹿児島県(1泊2日 1回) 62,190円 × 1人 = 62,190円 ②文化庁研修(大綱制定研修) 138,380円 × 1人 = 138,380円 ③主管理長会議 宮崎県(2泊3日 1回) 71,700円 × 1人 = 71,700円 ④人骨関係基礎資料調査 ■(1泊2日 1回) 92,820円 × 1人 = 92,820円 ⑤県内調査 50km以上 300円 × 4回 = 1,200円	✓					424

様式第3-2号(その2)

## 令和3年度歳出予算・事業別概算見積書

事業・節(細節)		見積額	査定額	属性		見積額の内容及び積算 説明資料頁	財源内訳				前年度当初予算額		
				経費区分 コード	性質区分 コード		国庫支出金 補助金	県債	特定財源	一般財源	金額		
		268				9全史協等大会参加事業 ①全国史跡整備市町村協議会 (福岡県太宰府市2泊3日) 62,920円 × 2人 = 125,840円 ②全国史跡整備市町村協議会総会 及び歴史活用(東京1泊2日) 69,850円 × 2人 = 139,700円 ③沖縄地区史跡整備市町村協議会 (読谷村) 300円 × 6人 = 1,800円 ①～③ = 267,340円					268	298	9全史協等大会参加
0 8 0 2	費用弁償	201	6 1 0 0 8 0								201	371	
		38				4文化財指定調査事業 ①第四専門部会委員旅費 (西原町-那覇市A) 2,100円 × 12人 = 25,200円 ②第五専門部会委員旅費 (西原町-那覇市A) 2,100円 × 6人 = 12,600円 ①+②= 37,800円					38	188	4文化財指定調査事業
		70				6民俗文化財関連事業 ①民俗文化財調査文化庁調査官招待 交通費54,160+宿泊費9,500+端賄4,000 67,960円 ②民俗文化財調査事前調査旅費 西原町-那覇市A 480円+400円=800円 那覇市B-那覇市A 260円+400円=660円 ①+②=69,480円					70	0	6民俗文化財関連事業
		93				7埋蔵文化財関連事業 ■■■(1泊2日 1回) 92,820円 × 1人 = 92,820円	✓				93	183	7埋蔵文化財関連事業
0 8 0 3	特別旅費	309	6 1 0 0 8 0								309	349	
		309				2在外沖縄関連文化財調査 調整旅費(中国北京3泊4日) 154,500円 × 2人 × 1回 = 309,000円					309	349	2在外沖縄関連調査
1 0	需用費	27									27	27	

(別添 3)

沖繩先人遺骨點交簽收單  
沖縄人骨の確認・移管検収書

一、移交單位：國立臺灣大學醫學院

移管機關：国立台湾大学医学院

二、接交單位：沖繩縣教育委員會、今歸仁村教育委員會

受領機關：沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会

三、監交人(立合人)：




四、點交日期：2019年03月11日(星期一)

確認・移管日：2019年3月11日(月曜日)

五、點交地點：臺大醫學院基礎醫學大樓6樓603會議室

確認・移管場所：台湾大学医学院基础医学棟 6 階 603 會議室

六、點交內容(確認・移管內容)：

品名 品名	數量 数	單位 单位	雙方確認事項 双方確認事項
沖繩先人顱骨標本 (移交清冊如附錄一)	63	個	雙方逐一確認移交物品之現況及數量無誤。 双方は返還品の状態と数に間違いがないか、一つ一つ確認する。
沖繩先人頭蓋骨標本 (移管台帳は添付 1 の通り)	63	個	

移交單位代表簽名：



移管機關代表者署名：



接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名：

仲座久宣

王城靖

監交人簽名：




立會人署名：




附錄一、移交清冊

添付 1 移管台帳

編號 番号	顱骨標示 頭蓋骨標示	性別 性別
1	[REDACTED]	♀
2	[REDACTED]	♂
3	[REDACTED]	♀
4	[REDACTED]	♂
5	[REDACTED]	♂
6	[REDACTED]	♂
7	[REDACTED]	♂
8	[REDACTED]	♂
9	[REDACTED]	♀
10	[REDACTED]	♀
11	[REDACTED]	♀
12	[REDACTED]	♂
13	[REDACTED]	♂
14	[REDACTED]	♂
15	[REDACTED]	♂/♀

移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名：仲產久宜 王城靖

16	[REDACTED]	♂ / ♀
17	[REDACTED]	♂
18	[REDACTED]	♂
19	[REDACTED]	♂
20	[REDACTED]	♂
21	[REDACTED]	♂ / ♀
22	[REDACTED]	♂
23	[REDACTED]	♀
24	[REDACTED]	♂
25	[REDACTED]	♂
26	[REDACTED]	♀
27	[REDACTED]	♂
28	[REDACTED]	♂
29	[REDACTED]	♂
30	[REDACTED]	♂
31	[REDACTED]	♂
32	[REDACTED]	♀

移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名：仲產久宜

王城靖

33	[REDACTED]	♂
34	[REDACTED]	♂
35	[REDACTED]	♂
36	[REDACTED]	♂
37	[REDACTED]	♂
38	[REDACTED]	♂
39	[REDACTED]	♂
40	[REDACTED]	♂
41	[REDACTED]	♂
42	[REDACTED]	♂
43	[REDACTED]	♀
44	[REDACTED]	♂
45	[REDACTED]	♀
46	[REDACTED]	♀
47	[REDACTED]	♀
48	[REDACTED]	♂
49	[REDACTED]	♀
50	[REDACTED]	♂

移交單位代表簽名：

[REDACTED]

移管機關代表者署名：

接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名：

仲產久宣

王城靖

51	[REDACTED]	♂
52	[REDACTED]	♀
53	[REDACTED]	♀
54	[REDACTED]	♂
55	[REDACTED]	♀
56	[REDACTED]	♂
57	[REDACTED]	♀
58	[REDACTED]	♀
59	[REDACTED]	♂
60	[REDACTED]	♂
61	[REDACTED]	♀
62	[REDACTED]	♂
63	[REDACTED]	♂

移交單位代表簽名：

移管機關代表者署名：

接交單位代表簽名：

受領機關代表者署名： 仲座久宣      王城靖

(別紙)

沖縄県情報公開条例の定め（関連する規定のみを抜粋）

(目的)

5 第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようするにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

(定義)

10 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、（中略）をいう。

15 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第27条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。（以下、略）

20 (解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する県民の利益が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

25 (開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関

の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
  - 二 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
2. (略)

10 (公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（以下、略）

三～五 (略)

- 六 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれ、不当に県民に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア及びイ (略)

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

10 エ及びオ (略)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 5 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由付記)

- 10 第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 15 2 前項の場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(審査会への諮問)

- 20 第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合  
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）  
25 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮詢をした実施機関（以下「諮詢実施機関」という。）は、  
次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人を  
いう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当  
該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

以上



これは正本である。

令和5年9月28日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 國吉正太

